第５回 雄物川水系渇水情報連絡会
今後の対応（案）

１．　渇水対応タイムラインに沿った対応の徹底

- 前回臨時会では、玉川ダムの水位が８月９日にも渇水レベル３（異常渇水①）に到達することが見込まれていたものの、８月５日からの前線による降雨により、渇水レベル３への到達が引き延ばせている状況である。しかしながら、玉川ダム等の貯水量が大きく回復していないことから、降雨が見込めない場合は、流況の悪化に伴うダム等からの補給によって、貯水量が落ちることが懸念されることから、関係機関が取るべき行動を時系列でまとめた渇水対応タイムラインに沿った、渇水レベル２（渇水警戒）の対応を徹底し、次のフェーズへの移行期間を延ばすことで、地域への影響を最小限に食い止める。

【再掲】渇水レベル２（渇水警戒）の取組例

① 秋田県や市町村等は、住民に向け、水資源の大切さや節水の啓発をしていく。
② 秋田県や仙北市は、田沢湖の水位、ｐＨ、水環境の変化など影響を確認するものとする。
③ 農業用水は、取水・排水施設に係る整備・点検をし、必要により番水取水や、用水路間の流量調整等の流水管理により、限られた取水量を最大限に活用するものとする。
④ 水道・工業用水は、取水・送配水施設に係る整備・点検をするとともに、渇水対策の検討をし、使用者に向けては、節水の啓発を行うものとする。
⑤ 発電用水は、発電に係る設備の整備・点検をするとともに、渇水対策の検討をし、ダムの貯水率等の情報発信や確認をするものとする。
⑥ 河川管理者は、取水状況を把握するとともに河川状況を確認し、水環境の変化を確認するものとする。また、節水の啓発を行うものとする。

２．　節水に向けた呼びかけや情報発信

- 次のレベル（渇水レベル３）に移行する期間を延ばすため、連絡会関係者においては、引き続き、節水に向けた呼びかけを強化するものとする。
- 連絡会関係者においては、節水に向けた呼びかけの状況について、引き続き、共有を行うものとする。

３．　情報共有の継続

- ８月５日からの前線による降雨、雄物川水系の流況は回復されたものの、ダムの貯水位が下がったままであることから、降雨がない場合には、再度、雄物川水系の流況が悪化することが想定される。
- 引き続き、渇水に警戒する必要があるため、引き続き、流況の状況やダムの貯水状況を見ながら、当連絡会を開催し、渇水への警戒にあたる。
- 河川流況・取水状況、ダムの貯水状況については、引き続き、連絡会内で情報共有を図るものとする。
- 現在の各機関の渇水対策、支援状況についても共有を図るものとする。

４．　利水基準点（椿川）への補給量について

- 現在、流況が回復しているものの、流況の悪化時には、８月５日からの前線による降雨の前の水準である、利水基準点（椿川）の流量は６５㎥/s 程度で、玉川ダム群の補給を行う。
- 田沢湖の利用水深については、防災面、観光面に配慮し、貯水位２４６ｍまでとするのが望ましいものの、異常渇水対応として、一時的に貯水位２４４．５ｍとすることを第１回田沢湖運

用会議（7月２９日開催）で合意。

- 田沢湖の水位が、２４４．５mに到達するまでは、引き続き、玉川ダム、田沢湖の補給量は渇水対応タイムラインに沿った補給割合で運用する。
- 玉川ダム群および田沢湖から補給に伴い、渇水対応タイムラインに沿って、玉川ダムの地すべり監視やpH低下の監視、田沢湖の水位監視、pH監視、水環境の変化の監視を行っていく。
- 雄物川河口域においては、塩水の遡上状況にも注視を行っていく。
- 引き続き、取水障害などの取水状況等の状況を注視していく。

５．　体制

- 湯沢河川国道事務所および秋田河川国道事務所は引き続き、警戒体制を継続し、玉川ダム管理所は注意体制を継続する。
- 夏季休暇やお盆を挟むことから、連絡会においては、同期間中においても連絡が取れる体制とすることに留意する。

６．　次のフェーズを見込した備え

- 流況が悪化した場合は、渇水レベルの移行期間が短いことが想定されるため、渇水レベル３（渇水警戒①）、渇水レベル４（異常渇水②）などの次のフェーズの取り組みについて事前に確認し、備えておくものとする。